

村・県民税の申告と所得税の確定申告

▶日時 2月13日(金)～3月13日(金)

▶場所 葛尾村村民会館 大ホール

ポイント①

令和8年1月1日現在で葛尾村に住民登録がない方は、葛尾村の申告会場で申告できません。

役場での申告相談は事前の予約が必要です

令和8年2月より行う申告相談は、来場者の集中による会場の混雑緩和を図るため、電話での「事前予約制」を導入します。

申告相談される方は、希望する相談日、時間帯を事前に予約したうえで、会場へお越しください。

役場での確定申告相談には電話での予約が必要です

○予約受付期間 2月2日(月)～3月12日(木) ※土・日・祝日を除く

○予約受付時間 午前9時～午後5時

○電話番号 0240-29-2111

【注意点】

①予約人数には限りがありますのでご希望に添えない場合があります。

②複数日の予約はできません。

③予約した時間に必ず相談できると限りません。他の方の申告の進み具合によってはお待ちいただきます。

申告相談受付日時

日	月	火	水	木	金	土
					2月13日 9:00～16:00	2月14日
2月15日	2月16日	2月17日	2月18日	2月19日	2月20日	2月21日
	9:00～16:00	9:00～16:00	申告休	9:00～16:00	9:00～16:00	
2月22日	2月23日	2月24日	2月25日	2月26日	2月27日	2月28日
	祝日	9:00～16:00	申告休	9:00～16:00	9:00～16:00	
3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日
	9:00～16:00	9:00～16:00	申告休	9:00～16:00	9:00～16:00	
3月8日	3月9日	3月10日	3月11日	3月12日	3月13日	
9:00～16:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～12:00	

※3月11日以外の水曜日は受付を行いません。

※37.5度以上の発熱や咳、全身倦怠感がある方はインフルエンザ及びコロナウイルス感染症対策のためご来場をご遠慮ください。

「農業等の事業収支」事前整理のお願い

待ち時間を短縮するため、収支の事前整理をお願いします。特に農業を営む方で、日常、ノートなどで収支を仕分けしていない方は、今号に同封の「農業所得収支計算書」に事業収入・経費を記載のうえ、申告会場にお越しください。事前整理をした方の申告相談を優先し領収書等を整理せずに越しいただいた場合、申告会場の別スペースで領収書などの整理をお願いし、整理が終わった段階で予約状況に応じて申告を受け付けます。

● 税務財政係 ☎ 0240-29-2111

①申告が必要な方

○営業・不動産・農業・雑所得・一時所得などの所得があった人

○給与所得で次に当てはまる人

- ・勤務先で年末調整をしていない
- ・2か所以上の勤務先から給与をもらっている
- ・給与、退職所得以外の所得がある
- ・医療費控除などの各種控除を追加したい

○障害年金、遺族年金などの非課税収入のみの人

○無収入の人

非課税収入のみや無収入の方が未申告の場合、国民健康保険税の軽減措置や所得課税証明書の発行ができないなどの不利益を受けることがあります。

※確定申告に関するフローチャート(10ページ)を利用し、申告の対象になっているかご確認ください。

※避難者の方は、確定申告を最寄りの税務署でも申告できます。

ポイント②

確定申告に必要なものが用意できたら、ボールペンなどで✓をなぞりましょう。

②申告に必要なもの

今回の申告対象は、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に収入・支出したものです	給与をもらっている方	年金をもらっている方	事業を営んでいる方※1	農業を営んでいる方	不動産を貸し付けている方	2つ以上混在している方※2	チェック
①源泉徴収票	○	○	○	○	○	○	✓
②公的年金の源泉徴収票	○	○	○	○	○	○	✓
③東京電力からの賠償金支払い明細書	△	△	○	○	○	○	✓
④農協からの賠償金支払い明細書			○	○	○	○	✓
⑤経費ごとに集計した領収書			○	○	○	○	✓
⑥医療費の領収書 ※3	○	○	○	○	○	○	✓
⑦社会保険の領収書(国民健康保険、国民年金等)	○	○	○	○	○	○	✓
⑧生命保険の支払証明書	○	○	○	○	○	○	✓
⑨地震保険の支払明細書	○	○	○	○	○	○	✓
⑩寄附金の証明書	○	○	○	○	○	○	✓
⑪マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類(住民票の写しなど)	○	○	○	○	○	○	✓

○：必ず必要 ○：該当があれば必要 △：就労不能賠償があるときは必要

※1 独立して仕事をしている方(農業以外の個人事業主の方)

※2 給与+農業や年金+不動産など、所得の種類が2つ以上該当する方

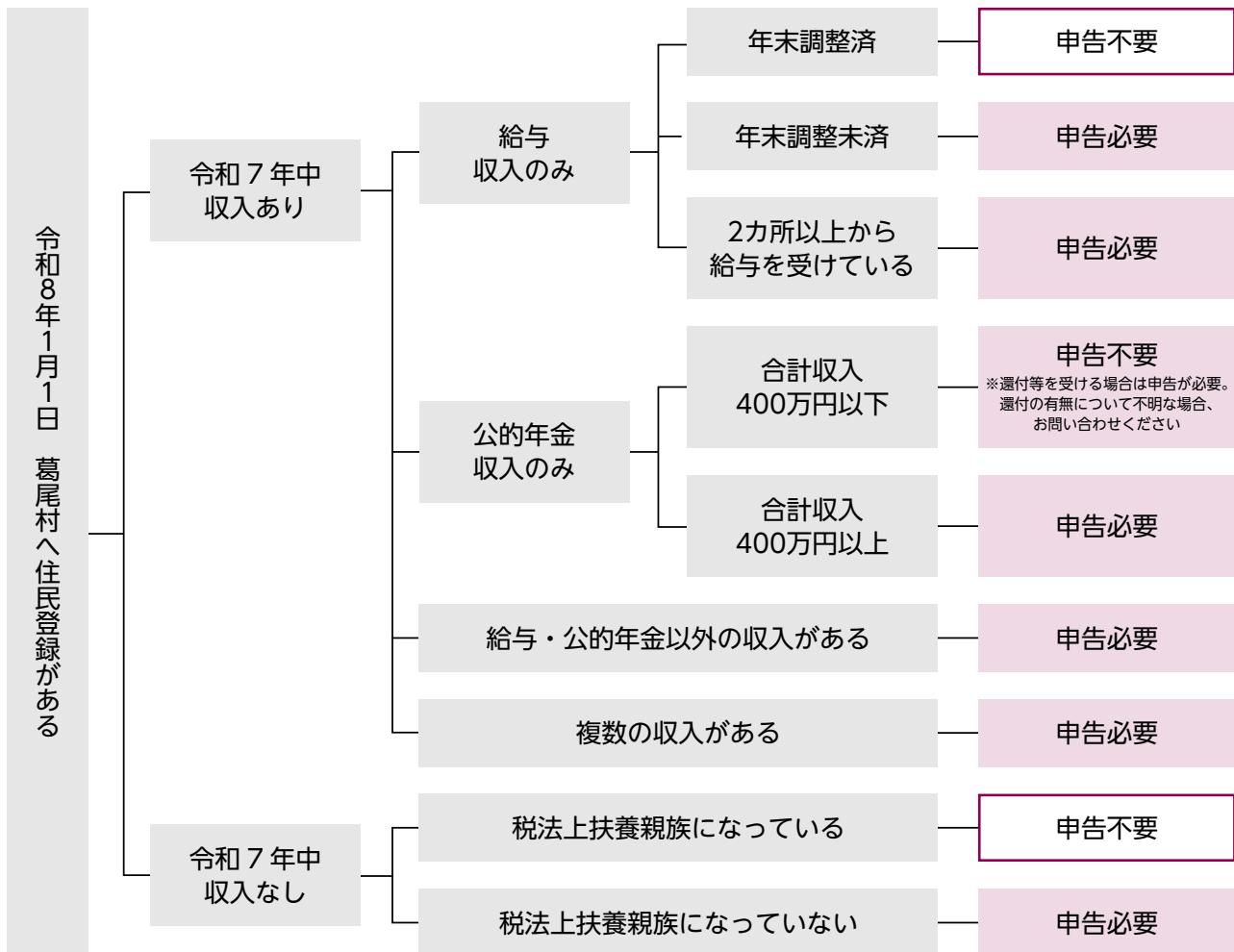
※3 セルフメディケーション税制を選択される方は、スイッチOTC薬の領収書をご持参ください。

マイナンバーを
お忘れなく!



確定申告に関するフローチャート

令和7年の1年間に得た収入について所得税及び住民税の申告をしてください。下記のフローチャートを参考に申告の対象になっているかご確認ください。



賠償金等の申告について

営業に係る賠償や中山間に関する賠償、水田・園芸・畜産等の賠償についても確定申告が必要となりますのでご注意ください。

e-Tax(電子申告)について

- 受付会場の混雑緩和を図るためにも積極的に電子申告の利用をお願いします。
- マイナンバーを利用し、自宅のパソコンなどで申告が可能です。

相馬税務署 ☎ 0244-36-3111

※このフローチャートは申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安です。不明な点等はお問い合わせください。

※未申告の場合、所得課税証明書の発行や児童扶養手当・国民健康保険税の算定などで不利益を受ける場合があります。